平成２９年（フ）第５８１号
広島県廿日市市佐方１丁目12番17号
債務者　二反田利夫
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５８６号
広島市安佐北区口田南３丁目３番２号
債務者　秋月　輝美
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０１号
愛媛県松山市高岡町357番地２
債務者　井上ひとみ
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８２号
北海道小樽市石山町18番３号、前住所北海道小樽市長橋２丁目３番７号
債務者　成田　則子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第８３号
北海道小樽市石山町38番２号、前住所北海道小樽市高島４丁目10番13号
債務者　松岡　博明
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１１４号
北海道苫小牧市宮前町１丁目５番29号
債務者　南條　昭子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第３６号
宮城県角田市笠島字山梨４番地
債務者　大野　源一
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第９５号
宮城県大崎市古川穂波２丁目６番12号
債務者　秋月富寿夫
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第８７号
福島市松川町沼袋字日向619番地の３
債務者　阿部　啓久
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第７４号
千葉県木更津市江川67番地７　プレミールⅡ201
債務者　真鍋　淳子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第５２３号
川崎市川崎区渡田東町18番16号
債務者　金丸由美子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
金沢市緑が丘６番６号　パレス緑が丘201号、従前の住所金沢市新保本５丁目89番地
債務者　木山　恭一
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６３号
福井県丹生郡越前町新保第11号34番地
債務者　神崎　夕子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
福井市足羽３丁目９番30号
債務者　桑野　義行
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７０号
福井県坂井市春江町為国第20号24番地１　グランベール　101号室、旧住所横浜市神奈川区子安通３丁目395番地　グーディッシュ新子安101号
債務者　望月　　聡
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７２号
福井県越前市千福町303番地　サンフォレスト116
債務者　小林　桂子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５７号
岐阜県本巣市海老482番地12
債務者　藤吉　智也
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
岐阜地方裁判所